

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務規程 (昭和46年条例第51号) 第68条 第1項及び第2項	施設使用の指定及び許可	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。
- (2) 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。
- (3) 指定又は許可申請は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (ア) 氏名又は名称
 - (イ) 使用の目的
 - (ウ) 指定又は許可を受けようとする施設の種類、位置及び面積
 - (エ) 使用開始予定年月日

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。